

仙台湾南部海岸の権限代行

【仙台湾南部海岸に関する主な経緯】

平成12年8月：仙台湾南部海岸延長L=65kmのうち13.9kmを直轄編入
 平成23年3月：東北地方太平洋沖地震発生
 平成23年3月：宮城県より仙台湾沿岸南部海岸の復旧に関する要望
 平成23年5月：権限代行に関する官報告示
 仙台湾全体延長L=17.8kmを直轄編入として区間追加
 震災前 13.9km ⇒ 震災後 31.7km

平成23年3月30日

内閣府特命担当大臣(防災) 松本 龍 殿
 財務大臣 野田 佳彦 殿
 国土交通大臣 大島 章宏 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

仙台湾沿岸仙台湾南部海岸の復旧について
 (緊急要望)

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震による激しい揺れその後の大津波により、本県沿岸部は甚大な被害を受けました。

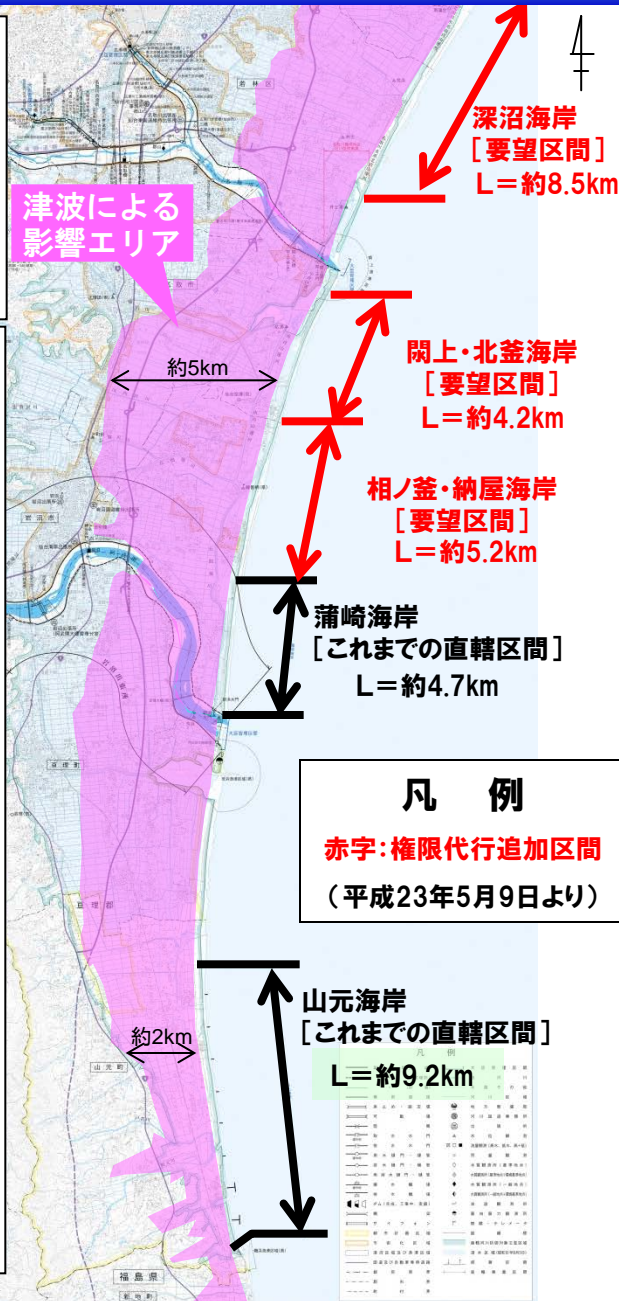
沿岸部を海岸侵食や高潮等から守るため整備されてきた海岸保全施設も甚大な被害を受け、特に、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町にまたがる仙台湾沿岸仙台湾南部海岸においては、多くの海岸堤防等が破壊されるなど、壊滅的な状況にあります。

一方、当海岸の背後地に位置する仙台国際空港や仙台東部道路、阿武隈川下流流域下水道県南浄化センターなどの重要施設も著しい被害を被っており、この復旧のためにも、海岸堤防等の早期復旧に一刻も早く着手することが必要となっております。

しかしながら、31.7km(建設海岸)に及ぶ被災範囲の広さもさることながら、津波による激しい浸食作用により各所で海岸線が消失していることや、沿岸部において広域的な地盤沈下が発生していることなどから、復旧に当たっては、技術的、人員的に相当の困難が予想されるところであります。

ついては、被災した県民が一刻も早く元の暮らしに戻り、安心して生活できるよう、既に直轄海岸工事施行区域に指定されている13.9km区間を含む仙台湾沿岸仙台湾南部海岸全区間(31.7km)について、国において早期に着手し復旧していただくよう強く要望いたします。

3月30日の宮城県知事からの要望内容



平成23年5月9日官報(第5549号)

○東北地方整備局告示第百号
 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)第七条第一項の規定に基づき、宮城県知事に代わって特定災害復旧等海岸工事を次のとおり施行するので、同法施行令(平成二十三年政令第百十四号)第十二条第一項の規定により公示する。
 平成二十三年五月九日
 東北地方整備局長 徳山日出男

(一) 工事の区域
 宮城県仙台湾沿岸仙台湾深沼地区海岸、同名取海岸関上、北釜地区海岸及び同岩沼海岸相ノ釜納屋地区海岸(平成十二年建設省告示第八百一十一号で公示した海岸法第六条第一項の規定に基づく直轄工事の区域を除く)に係る海岸保全区域の区域(深沼漁港に係る漁港区域と重複する区域を除く)

(二) 工事開始の日
 平成二十三年五月九日